

女性活躍推進法に基づく

「JA庄内たがわ 行動計画」

令和6年4月1日

女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：2024年4月1日～2027年3月31日までの3年間

2. 当JAの課題

女性活躍推進法に基づき、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会の実現に向けた行動を行う一環として、当組合における管理職に占める女性割合を向上させる。

また、有給休暇取得率向上及び職場全体で計画的な取得を実施する。

3. 目標

管理職（課長級以上）に占める女性割合を、現在の25%から30%以上にする。

○年度毎に向上させていく。

有給休暇の単年度（付与20日）に対して取得率25%から40%にする。

○取得率と併せて、計画的な取得の実施。

4. 取組内容

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

○目標管理の経過・結果を基に男女公正な評価基準となっているか検証し、女性管理職の積極的な登用を図る。（令和6年4月前年度分を検証）

○管理職育成に関する研修会の実施。

（令和6年8月・労務管理及びR7年度導入に向けた勤怠システムの運用研修）

○年次有給休暇管理簿にて計画的な取得を実施する。（令和6年4月から実施）